

四万十市社会福祉協議会役員等報酬規程

第1条 この規程は、四万十市社会福祉協議会定款第10条及び25条に規定する役員・評議員、四万十市社会福祉協議会委員会設置規程第2条に規定する委員会の委員の報酬の支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 報酬の額は、下記の表による。ただし、行政の職にあるものについては、支給しない。

第3条 報酬を支給する期間は、日額報酬にあつては事後速やかに、月額報酬にあつてはその月の21日（ただし、土・日・祝日にあたる場合はその前日）に支給する。

第4条 費用弁償については、片道4kmを超える場合、1km当り37円を支給する。距離の算出は往復に換算し、1km未満の端数は切り捨てるものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

区 分	報 酬 の 額
社会福祉協議会会長	月 額 60,000 円
会長を除く理事・監事・評議員	日 額 5,000 円
委員会委員	〃 5,000 円
ふれあい相談センター専門相談員	〃 16,000 円

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。